（認定申請者や設計者等が認定申請に添付する図書の参考様式）

**居住環境基準（法第６条第１項第三号）に関する調査票**

居住環境基準への適合状況について、下記の事項について確認等をした結果は次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 地区計画 |  　□外 |
|  　□内　地区計画の名称： 　　　　適合証：　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　　号 |
| 景観計画 |  　□外 |
|  　□内　景観計画の名称： 　　　　適合証：　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　　号 |
| 都計法第４条第４項の促進区域 |  　□外 |
|  　□内　促進区域の名称： 　　　　許可等：　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　　号 |
| 都計法第４条第６項の都市計画施設の区域 |  　□外 |
|  　□内　都市計画施設の名称： 　　　　許可等：　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　　号 |
| 都計法第４条第７項の市街地開発事業の区域 |  　□外 |
|  　□内　市街地開発事業の区域の名称： 　　　　許可等：　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　　号 |
| 都計法第４条第８項に規定する市街地開発事業等予定区域 |  　□外 |
|  　□内　市街地開発事業等予定区域の名称： 　　　　許可等：　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　　号 |
| 住宅地区改良法第８条第１項の告示があった日後における同法第２条第３項の改良地区 |  　□外 |
|  　□内　改良地区の名称： 　　　　許可等：　　　　年　　　月　　　日　　第　　　　　　号 |

|  |
| --- |
| 確認等を行った年月日、市町村担当課及び担当者の職及び氏名 |
| 確認等年月日 | 市町村担当課名 | 担当者の職及び氏名 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |

**居住環境基準対象区域についての概要**

■地区計画

　都市計画法第１２条の４に規定する地区計画等の区域

■景観計画

　景観法第８条に規定する景観計画の区域

■都市計画法第４条第４項の促進区域

1. 都市再開発法第７条第１項の規定による市街地再開発促進区域
2. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第５条第１項の規定による土地区画整理促進区域
3. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第２４条第１項の規定による住宅街区整備促進区域
4. 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第１９条第１項の規定による拠点業務市街地整備土地区画整理促進区域

■都市計画法第４条第６項の都市計画施設の区域（都市計画に定められているもの）

1. 道路、都市高速鉄道、駐車場、自動車ターミナルその他の交通施設
2. 公園、緑地、広場、墓園その他の公共空地
3. 水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、汚物処理場、ごみ焼却場その他の供給施設又は処理施設
4. 河川、運河その他の水路
5. 学校、図書館、研究施設その他の教育文化施設
6. 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設
7. 市場、と畜場又は火葬場
8. 一団地の住宅施設（一団地における５０戸以上の集団住宅及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
9. 一団地の官公庁施設（一団地の国家機関又は地方公共団体の建築物及びこれらに附帯する通路その他の施設をいう。）
10. 流通業務団地
11. 一団地の津波防災拠点市街地形成施設（津波防災地域づくりに関する法律第２条第１５項に規定する一団地の津波防災拠点市街地形成施設をいう。）
12. 一団地の復興再生拠点市街地形成施設（福島復興再生特別措置法第３２条第１項に規定する一　　団地の復興再生拠点市街地形成施設をいう。）
13. 一団地の復興拠点市街地形成施設（大規模災害からの復興に関する法律第２条第８号に規定す　　る一団地の復興拠点市街地形成施設をいう。）
14. その他政令（政令第５条）で定める施設

電気通信事業の用に供する施設又は防風、防火、防水、防雪、防砂若しくは防潮の施設

■都市計画法第４条第７項の市街地開発事業の区域

1. 土地区画整理法による土地区画整理事業
2. 新住宅市街地開発法による新住宅市街地開発事業
3. 首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律による工業団地造成事業又は近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律による工業団地造成事業
4. 都市再開発法による市街地再開発事業
5. 新都市基盤整備法による新都市基盤整備事業
6. 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法による住宅街区整備事業
7. 密集市街地整備法 による防災街区整備事業

■都市計画法第４条第８項に規定する市街地開発事業等予定区域

1. 新住宅市街地開発事業の予定区域
2. 工業団地造成事業の予定区域
3. 新都市基盤整備事業の予定区域
4. 区域の面積が２０ｈａ以上の一団地の住宅施設の予定区域
5. 一団地の官公庁施設の予定区域
6. 流通業務団地の予定区域

■住宅地区改良法第８条第１項の告示があった日後における同法第２条第３項の改良地区

　法第８条第１項の告示：施行者は、事業計画を定めたときは、その旨を告示しなければならない。

　改良地区　　　　　　：法第４条の規定により改良地区として指定された地区